

介護保険制度の福祉用具購入について

指定の販売店で特定福祉用具を購入した場合、上限10万円（うち自己負担1割、2割又は3割）まで福祉用具購入費が支給されます。

1 利用できる方

「要支援1・2」又は「要介護1～5」の認定を受けている方。

2 対象となる費用

介護保険の対象となるのは、同一年度内（4月1日から翌年3月31日）で10万円までです。そのうちの1割、2割又は3割が利用者負担となります。

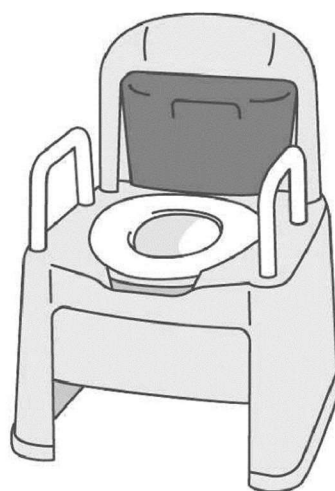
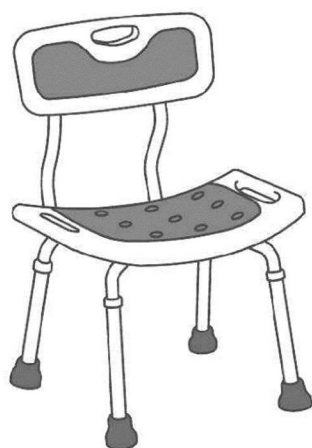
3 特定福祉用具を購入できる場所

介護保険の対象となる特定福祉用具は、都道府県の指定を受けた福祉用具販売事業者で購入できます。

指定福祉用具販売事業所一覧は海老名市のホームページ又は介護保険課の窓口でご案内しています。

また、以下のホームページから検索することもできます。

WAM NET (<http://www.wam.go.jp/>)



【購入と貸与の選択制について】

令和6年度から、福祉用具貸与対象用品の「スロープ（固定式）」、「歩行器（歩行車を除く）」、「歩行補助つえ（松葉づえを除く）」の選択制が導入されました。

選択にあたっては、福祉用具専門相談員や介護支援専門員が利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などをおこなうこととされています。

4 対象となる特定福祉用具

種目	具体的内容
腰掛便座 	①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの ④便器、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。
自動排泄処理装置の 交換可能部品 	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。
入浴補助用具 	①入浴用いす ②浴槽用手すり ③浴槽内いす ④入浴台（浴槽の縁にかけて出入りを補助するもの） ⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用介助ベルト（直接身体に巻きつけるもの）
簡易浴槽 	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもので、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
移動用リフトの つり具の部分 	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。 ※移動用リフトは福祉用具貸与の対象品となります。

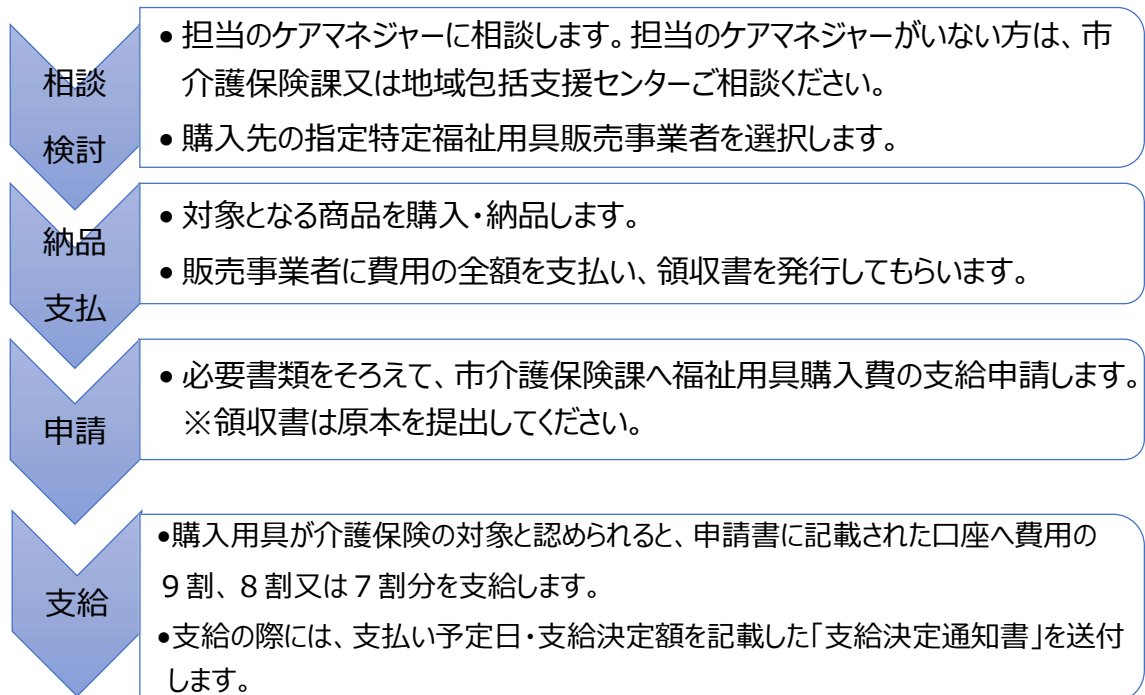
※原則同一種目の複数購入は認められません。

※上記のほか、「スロープ（固定式）」、「歩行器（歩行車を除く）」、「歩行補助つえ（松葉づえを除く）」が、購入と貸与が選べます。

5 提出書類

- ①申請書
- ②領収書（被保険者本人の宛名であること。）
- ③購入した用具のパンフレットの写し
（用具の種目、商品名、製造事業者名が分かるもの。）
- ④福祉用具サービス計画書の写し
- ⑤受領委任払い利用申請書（受領委任払い利用の場合のみ）

6 手続きの流れ



7 一時的な費用負担が困難なときは・・・

福祉用具購入費の支給は、いったん利用者が費用の全額を事業者に支払い、後から9割、8割又は7割の支給を受ける「償還払い制度」です。一時的な費用負担が困難な場合は以下の制度が利用できます。

【受領委任払い制度】

「受領委任払い制度」は、はじめから利用者の負担が1割、2割又は3割で済むようにする制度です。ただし、「受領委任払い制度」の利用には事業者の登録や受領委任払い利用申請書の提出が必要となります。詳しくは別紙「福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払い制度について」をご覧ください。

【生活福祉資金貸付制度】

神奈川県社会福祉協議会が行なっている「生活福祉資金貸付制度」では、条件により介護保険に必要な費用を借りることができます。ご相談は海老名市社会福祉協議会へ電話046(235)0220

8 相談窓口のご案内

市介護保険課又は市内の地域包括支援センターでは介護保険の福祉用具購入についての相談に応じています

どんな用具が購入できるか
知りたい！
どこの販売事業者をお願い
しようか悩んでいる・・・
申請の仕方が分からない



・・・などをお気軽にご相談ください。

名称・所在地	電話・FAX 「046」は省略	担当地区
海老名市役所 介護保険課 介護保険係 勝瀬 175-1	電話 (235) 4952 FAX (231) 0513	市内全域
海老名東地域包括支援センター 東柏ヶ谷 3-5-1 ウエルストーン相模 野 102 号	電話 (292) 1411 FAX (292) 1412	柏ヶ谷・東柏ヶ谷・望地
海老名北地域包括支援センター 上今泉 4-8-25 (えびな北高齢者施設内)	電話 (231) 6061 FAX (231)6396	上郷・下今泉・上今泉・扇 町・めぐみ町
海老名中央地域包括支援センター 河原口 1320 (海老名メディカルサポートクリニック内)	電話 (234) 2973 FAX (234)2974	勝瀬・中央・国分北・国分 南
さつき町地域包括支援センター さつき町 41 (海老名市医療センター内)	電話 (234) 7229 FAX (234) 7277	中新田・さつき町・河原 口・社家
国分寺台地域包括支援センター 浜田町 25-14 フジビル 1F	電話 (233) 8881 FAX (233)3542	大谷・大谷北・大谷南・国 分寺台・浜田町
海老名南地域包括支援センター 杉久保南 3-31-6 (えびな南高齢者施設内)	電話 (238) 7691 FAX (238)7682	中河内・中野・今里・上河 内・杉久保北・杉久保南・ 本郷・門沢橋
海老名市基幹型地域包括支援センター 勝瀬 175-1 (海老名市役所内)	電話 (233) 0111 FAX (235)0191	各地域包括支援センター の統括、総合調整、後方支 援